


「公金」の管理及び運用の基本方針及び手順【総論】

I 「公金」の管理及び運用の基本方針

次に掲げる①から③までの内容及び順序に従い、「公金」の管理及び運用を行うことを基本とする。

- ①安全で確実な管理(安全性の確保：「公金」を毀損しないこと。)
- ②業者等への支払に支障を来さないこと(流動性の確保：業者等への支払に支障を来すと支払業務に重大な影響を及ぼすため。)
- ③有利な運用を考慮(効率性の追求：上記①及び②の要件を満たした上で、なお「公金」に余裕がある場合は、効率性を追求すること。)

II 「公金」の管理及び運用の手順

		公 金		
		1	2	3
		一般会計・特別会計 歳計現金(歳入歳出に属する現金)	歳計外現金(歳入歳出外現金)	基金に属する現金
手 順 1		<p>「歳計現金」は、歳入歳出予算に計上された歳出の支払のための準備金(一会計年度内に支払を予定している資金)である。 このことを踏まえ、「歳計現金」を次の2つの資金に分ける。</p> <p>①支払準備金(業者等への日々の支払に必要な資金) ⇒ 手順3へ</p> <p>②余裕資金(上記①支払準備金以外で、業者等への支払を当面必要としない資金) ⇒ 手順2へ</p>	<p>「歳計外現金」は、地方公共団体の所有に属しない現金をいい、法律又は政令の規定によらなければ保管できないもので、主に次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約保証金 ・公営住宅の敷金 ・職員の給与に係る源泉徴収所得税としての現金 <p>本市の所有に属さない現金であるため慎重に取り扱うことを前提として、「歳計外現金」を次の2つの資金に分ける。</p> <p>①支払準備金(業者等への日々の支払に必要な資金) ⇒ 手順3へ</p> <p>②余裕資金(上記①支払準備金以外で、業者等への支払を当面必要としない資金) ⇒ 手順2へ</p>	<p>「基金」は、特定の目的(事業)のために積み立て、あるいは準備しておく資金のことで、次の2種類がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定目的基金 ②定額運用基金 <p>「基金に属する現金」は、上記2種類の基金が保有する現金である。 この「基金に属する現金」を次の2つの資金に分ける。</p> <p>①「歳計現金」への繰替運用のための資金 ⇒ 手順2・手順3へ</p> <p>②資金を積立てした時から、業者等への支払のために基金を取り崩すまでの期間が「運用可能な期間」となることから、1年以上の中長期での運用が可能な資金 ⇒ 手順2・手順3へ</p>
				

まず、次表のそれぞれの現金について、「業者等への支払に支障がない範囲」で運用することができる「金額」と「期間」を定める。ただし、「期間」については、それぞれの現金の性格を踏まえ、次表のとおりとする。

	現 金	期 間	
		預貯金	債 券
(1)	前ページ1「歳計現金」のうち、②余裕資金	1年以内	「年利回り」水準が上昇した場合において、その都度、市長が定める(下段の「留意事項」②を踏まえ、定めることができない場合は、債券を購入しない。)
	前ページ2「歳計外現金」のうち、②余裕資金		
	前ページ3「基金に属する基金」で、①繰替運用のための資金のうち、繰替運用を行わない期間に係る金額		
	前ページ3「基金に属する基金」のうち、②1年以上の中長期の運用が可能な資金	1年以内	

次に、次表の7つの金融商品のうち、預貯金にあつては「年利率」、債券にあつては「年利回り」をそれぞれ算出した後、最も高率の金融商品から順次その順位を付す。

金融商品	種 類
預貯金	①定期預貯金・②通知預貯金
債 券	③国庫短期証券・④国債証券・⑤政府保証債券・⑥地方債証券・⑦地方公共団体金融機構債券

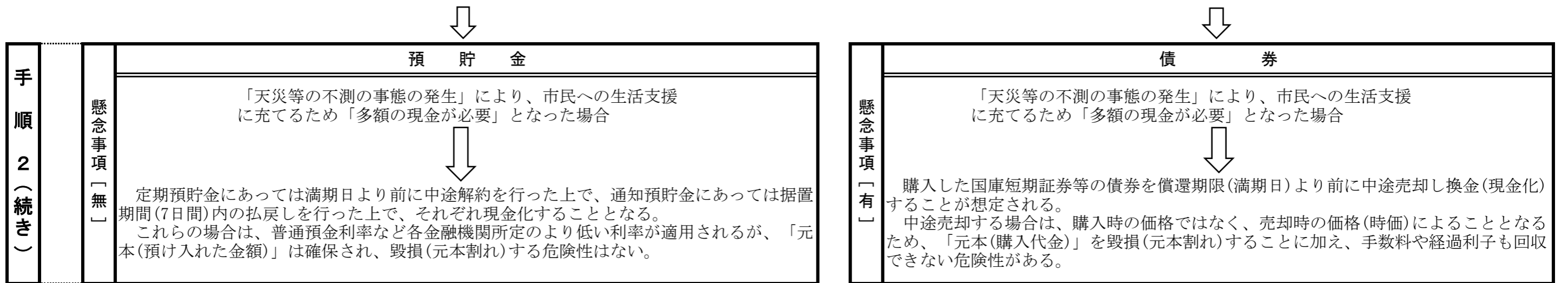
最後に、次の「留意事項」を踏まえた上で、最も高い収益が得られるよう、順位を付した金融商品のうちから単一あるいは複数の金融商品を選択する。
⇒ **【有利な運用を考慮(効率性の追求)】**

留意事項
上記(3)「金融商品を選択」するに当たっては、次の2つの事項に留意する必要がある。 ⇒ **【安全で確実な管理(安全性の確保):「公金」を毀損しないこと(その1)】**
①預貯金を選択する場合は、下段の左表のとおり、「ペイオフ対策」を講じた預入金額とすること。
②債券を選択する場合は、次のとおりであること。
次ページの右表のとおり、購入した債券を償還期限(満期日)まで保有し続けた場合に限り「ペイオフ対策」となるが、同表の懸念事項[有]のとおり、購入した債券を中途売却した場合は、「元本(購入代金)」を毀損(元本割れ)することに加え、手数料や経過利子も回収できない危険性があること[この危険性を考慮した結果、債券を選択しない(預貯金のみを選択する。)こともあり得る。]

預 貯 金	ペイオフ対策
定期預貯金	本市と取引を行う金融機関における自己資本比率等の指標を通して、その経営状況を把握することはもとより、次の①「債務」と②「債権」とを相殺(※)することによって保全を図る。 ①本市の一金融機関に対する「借入金(地方債)に係る債務」 ②本市の一金融機関に対する「定期等の預貯金に係る債権」 具体的には、本市が一金融機関に対し、「借入金(地方債)に係る債務」を有している場合において、その一金融機関で「定期等の預貯金」を預入れする際の金額は、その「借入金(地方債)に係る債務」の金額と『同額以下』とする。
通知預貯金	

債 券	ペイオフ対策
国庫短期証券	国庫短期証券等の債券を購入し、その後、償還期限(満期日)まで保有し続けた場合に限り、「元本(購入代金)」の払戻しが保証されることから、購入した債券を中途売却せず、償還期限(満期日)まで保有し続けることによって保全を図る。
国債証券	
政府保証債券	
地方債証券	
地方公共団体金融機構債券	

(※)相殺： 「相殺を可能」とする根拠は、各金融機関がホームページ上で掲載する「預貯金規定」の中で次のように定められている。
・定期預貯金の場合：その「満期が未到来であっても」相殺することができる。
ただし、各金融機関は必要に応じて「預貯金規定」における各条項の変更を行うことができ、その中で、「相殺を可能」とする条項が「相殺を不可能」とする条項に変更される場合があり得ることから、定期・通知預貯金を預け入れるに当たっては、その都度、その金融機関の「預貯金規定」に「相殺を可能」とする条項が明記されていることを確認しておく必要がある。



手順 3 運用対象外	次表の現金については、「預貯金・債券」による運用を行わず、同表の預貯金に預け入れることにより、業者等への支払に支障を来さないほか、保全も図る。			⇒ 【業者等への支払に支障を来さないこと(流動性の確保)】 ⇒ 【安全で確実な管理(安全性の確保):公金を毀損しないこと(その2)】					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">現 金</th> <th style="width: 10%;">預貯金</th> <th style="width: 20%;">ペイオフ対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ページ1の1に掲げる「歳計現金」・ページ1の2に掲げる「歳計外現金」のうち、①支払準備金</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">決済用預貯金</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;"> 「決済用預貯金」は、預貯金保護制度により、預貯金の全額が保護されることから、これによって保全を図る。 </td> </tr> <tr> <td>ページ1の3に掲げる「基金に属する現金」で、①繰替運用のための資金のうち、繰替運用を行う期間に係る金額</td> </tr> <tr> <td> ページ1の3に掲げる「基金に属する現金」で、②1年以上の中長期の運用が可能な資金のうち、次のいずれかの金額 ・定期等の「預貯金」を選択するに当たり、その預入金額が「借入金(地方債)に係る債務」の金額を超える場合における、その超える部分の金額 ・国庫短期証券等の「債券」を選択するに当たり、上記の懸念事項[有]による危険性を考慮した結果、その「債券」を購入しない場合における、その金額 </td> </tr> </tbody> </table>	現 金	預貯金	ペイオフ対策	ページ1の1に掲げる「歳計現金」・ページ1の2に掲げる「歳計外現金」のうち、①支払準備金	決済用預貯金	「決済用預貯金」は、預貯金保護制度により、預貯金の全額が保護されることから、これによって保全を図る。	ページ1の3に掲げる「基金に属する現金」で、①繰替運用のための資金のうち、繰替運用を行う期間に係る金額	ページ1の3に掲げる「基金に属する現金」で、②1年以上の中長期の運用が可能な資金のうち、次のいずれかの金額 ・定期等の「預貯金」を選択するに当たり、その預入金額が「借入金(地方債)に係る債務」の金額を超える場合における、その超える部分の金額 ・国庫短期証券等の「債券」を選択するに当たり、上記の懸念事項[有]による危険性を考慮した結果、その「債券」を購入しない場合における、その金額
現 金	預貯金	ペイオフ対策							
ページ1の1に掲げる「歳計現金」・ページ1の2に掲げる「歳計外現金」のうち、①支払準備金	決済用預貯金	「決済用預貯金」は、預貯金保護制度により、預貯金の全額が保護されることから、これによって保全を図る。							
ページ1の3に掲げる「基金に属する現金」で、①繰替運用のための資金のうち、繰替運用を行う期間に係る金額									
ページ1の3に掲げる「基金に属する現金」で、②1年以上の中長期の運用が可能な資金のうち、次のいずれかの金額 ・定期等の「預貯金」を選択するに当たり、その預入金額が「借入金(地方債)に係る債務」の金額を超える場合における、その超える部分の金額 ・国庫短期証券等の「債券」を選択するに当たり、上記の懸念事項[有]による危険性を考慮した結果、その「債券」を購入しない場合における、その金額									

Ⅲ 「基本方針及び手順」の適用を受けるその他の現金

この「基本方針及び手順」の適用を受ける「公金」は、ページ1の1・2・3に掲げる次表の現金のほか、地方公営企業(病院事業、水道事業・下水道事業)の「現金預金」とする。

No	公 金
1	一般会計・特別会計の「歳計現金」
2	「歳計外現金」
3	「基金に属する現金」

IV その他(債券を購入するに当たって必要な前提行為)

証券総合口座(取引口座)の開設

- 1 証券総合口座(証券会社における顧客の取引口座で、投資資金の入出金から債券の売買までを一元管理するための口座。「取引口座」ともいう。)
国庫短期証券等の債券を購入する場合は、各証券会社において、あらかじめ「証券総合口座(取引口座)」を開設しておく必要がある。「証券総合口座(取引口座)」とは、各証券会社が次の5つの事項を一元管理するための顧客(本市)の取引口座である。
 - (1) 次の3つの現金について、本市から証券会社への入金記録
 - ①国庫短期証券等の債券の購入代金
 - ②次の手数料(証券会社によっては、必要となる場合がある。)
 - ・口座管理料(口座管理手数料)
 - ・振込手数料
 - ③経過利子(既発債を購入する場合に限り、必要となる場合がある。)
 - (2) 本市が購入した国庫短期証券等の債券(「本市の資産」と「証券会社の資産」とを分別して管理)
 - (3) 次の現金について、証券会社から本市への出金記録(その1)
 - ・1年につき2回にわたる利子
 - (4) 次の現金について、証券会社から本市への出金記録(その2)
 - ・本市が国庫短期証券等の債券を中途売却した場合における代金
 - (5) 次の現金について、証券会社から本市への出金記録(その3)
 - ・国庫短期証券等の債券の償還期日(満期日)における額面金額(定価)
- 2 証券総合口座開設のメリット
国庫短期証券等の債券を購入する場合はもとより、購入しない場合であっても、この「証券総合口座(取引口座)」をあらかじめ開設しておくことで、本市が購入を希望する国庫短期証券等の債券が証券会社から販売された場合は、機を逸せず、迅速にその債券を購入(電話申込みにより直ちに購入)することができる。